

# 松浦市建築物の耐震改修促進計画

平成20年3月

令和元年7月

令和6年10月

長崎県 松浦市

## 松浦市建築物の耐震改修促進計画 目次

第1章 計画の背景と目的	1
1. 策定の目的	1
2. 県下及び松浦市の地震概況	1
3. 計画の位置づけ	2
第2章 耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本事項	3
1. 住宅・建築物の耐震化の基本事項	3
第3章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状及び目標	6
1. 耐震化の現状と目標設定	6
第4章 耐震診断及び耐震改修の実施方針	11
1. 市所有建築物における耐震化の実施方針	11
第5章 地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識の普及、及び支援	12
1. 耐震化に係わる啓発	12
2. 耐震診断・耐震改修に対する支援	13
3. 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	14
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策	14
第6章 特定建築物の所有者に対する指導・指示のあり方及びその他必要な事項	15
1. 所有者への指導・指示等への協力	15
2. その他の耐震診断及び協議会の設置、協議会による事業の概要	17
資料編	18
1. 関係法令	18
2. 関係資料	30
松浦市建築物の耐震改修促進計画 別紙 (令和元年 7月)	31

# 第1章 計画の背景と目的

## 1. 策定の目的

本計画は、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することにより市内の既存建築物の耐震性を確保し、都市の防災性を高め、地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

## 2. 県下及び松浦市の地震概況

本市は、過去に大きな地震による被害を受けたことがなく、有感地震の発生も小規模なものが多い。また、地震発生の原因となる活断層も発見されていないので、被害を伴う地震発生の可能性は小さいと考えられているが、平成17年3月の福岡県西方沖地震のように、予測できない地域で大きな地震が発生していることから、全国的にいつでも地震が発生してもおかしくない状況となっている。

このため長崎県では「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」を設置し、県内の地震発生の想定について検討している。この中で、県内に被害を及ぼす震源として想定する活断層は以下のとおりとなっており、松浦市での震度は3～5弱と予想されている。

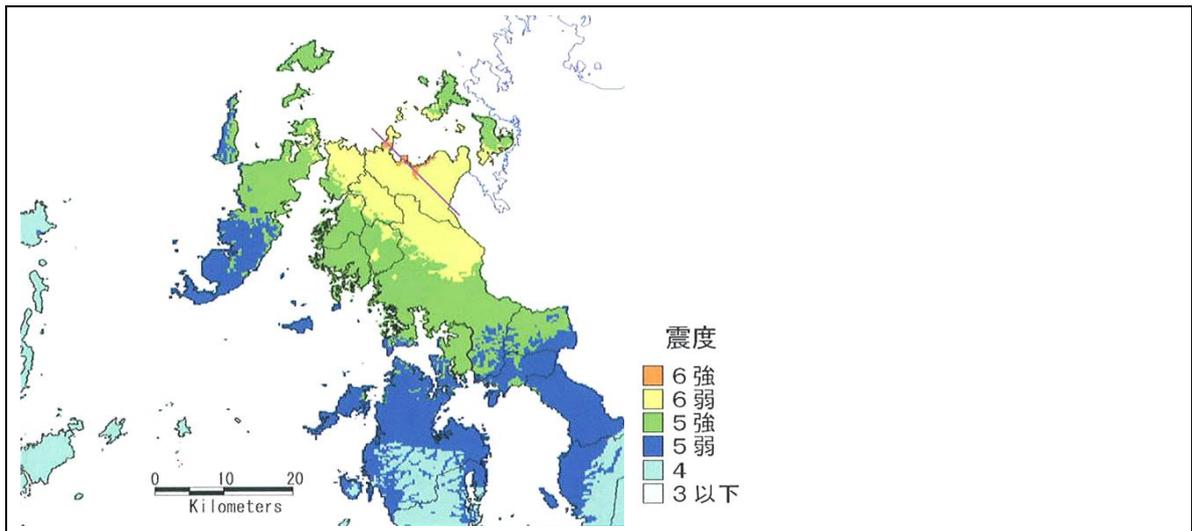
### ■震源として想定する活断層

	活断層	地震規模 (気象庁マグ ニチュード)	断層の長さ (km)	想定される 松浦市の震度
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31	震度 3-4
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21	—
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28	—
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	7.7	49	震度 4
	島原沖断層群	6.8	14	震度 3-4
	橘湾西部断層帯	6.9	18	震度 3-4
	大村—諫早北西付近断層帯	7.1	22	震度 4-5 弱
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74	—
	警固断層系（福岡県）	7.2	26	—

出典；長崎県「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成18年3月

また、福岡県西方沖地震のように、活断層が確認されていなかったところで地震が発生する可能性があることから、松浦市中心部直下にM6.9の地震を想定した震度・被害予測が行われており、その概要は次ページのとおりとなっている。

■松浦市直下に震源を想定した地震（M6.9、震源断層上端深さ3km）の震度分布



出典；長崎県「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成18年3月

■被害予測【震源；松浦市 中心部直下】

	木造			非木造		
	中破以上の棟数	中破以上率	木造全棟数	中破以上の棟数	中破以上率	非木造全棟数
揺れによる建物被害予測	3,705	21.9%	16,900	181	7.1%	2,555

	死者数	死者率	負傷者数	負傷者率	重傷者数	重傷者率
建物被害による人的被害予測	42	0.13%	375	1.20%	34	0.11%

出典；長崎県「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成18年3月

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）第6条第1項に基づき策定するものであり、長崎県耐震改修促進計画及び松浦市地域防災計画との整合を図る計画とする。

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本事項

### 1. 住宅・建築物の耐震化の基本事項

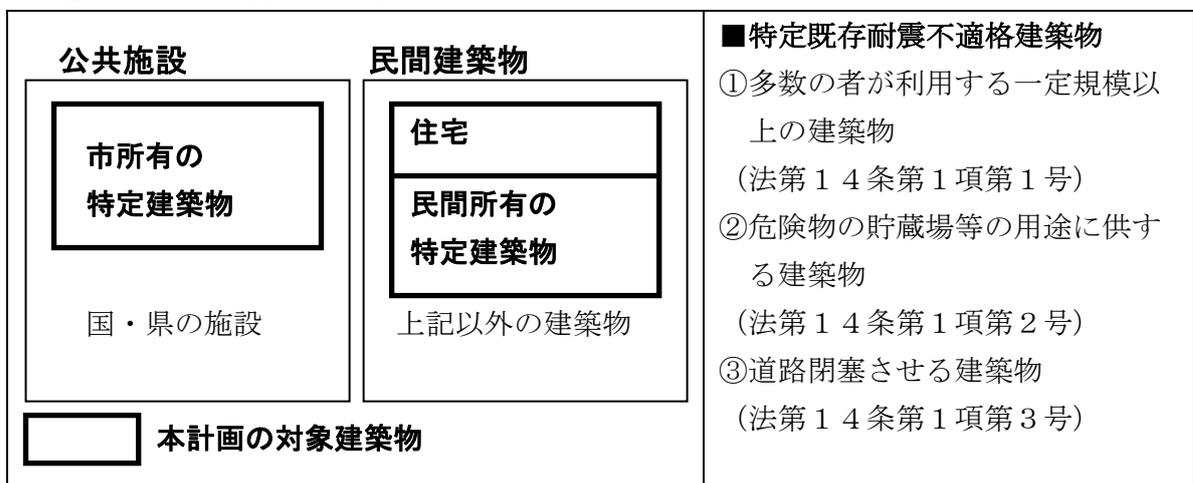
#### (1) 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、松浦市全域とする。

また、本計画の対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準が施行された昭和56年6月1日より前に建築された建築物のうち、市又は民間所有の住宅及び特定建築物（学校、医療、福祉などの施設）とする。

補足

本計画の特定建築物は、法第14条で定める特定既存耐震不適格建築物の規模および用途に該当する施設を指す。（下図参照）



#### (2) 耐震診断・耐震改修の指針

耐震診断・耐震改修は、法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日・国土交通省告示第184号）を基本として推進する。

また、住宅の耐震診断・改修については、（一般財団法人）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」による。

#### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）までとし、以降は長崎県耐震改修促進計画の見直しに合わせ、適宜、見直しを行う。

また、社会経済状況や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとする。

#### (4) 特定既存耐震不適格建築物及び建築物の用途による分類

特定建築物及び建築物の用途による分類を下表に示す。

■特定既存耐震不適格建築物一覧表（法第14条、第15条、附則第3条）

用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条、法第7条等）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供される建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

  ：多数の者が利用する建築物

## (5) 緊急輸送道路

法第6条第3項第2号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れがある道路は、「長崎県地域防災計画」で指定する道路及び主要な避難施設へ至る道路のうち、市が指定する道路とする。

### ■参考 長崎県緊急輸送路ネットワーク

一次	二次
○国道 204 号	○主要地方道 御厨田代江迎線
○国道 497 号 (西九州自動車道)	○主要地方道 佐世保日野松浦線
○主要地方道佐世保日野松浦線	○一般県道 喜内瀬鍋串辻線
○主要地方道佐世保吉井松浦線	○一般県道 松浦江迎線
	○一般県道 鷹島肥前線
	○一般県道 鷹島線



参照：長崎県 緊急輸送道路ネットワーク (2019年)

## 第3章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状及び目標

### 1. 耐震化の現状と目標設定

#### (1) 住宅

長崎県耐震改修促進計画によれば、平成30年の国の住宅・土地統計調査を基に、建築着工統計調査、建築物滅失統計調査及び耐震改修工事補助実績により補正して求めた長崎県内の住宅の耐震化率は、令和2年時点で86%と推計されている。

耐震化率は、耐震改修を行うことはもちろんのこと、建築物の建て替えや新築による向上も見込まれることから、令和7年度の耐震化率は90%になるものと推計されている。

長崎県耐震改修促進計画の推計値を踏まえ、本市の令和2年時点の耐震化率を表1-1のとおり推計し、令和7年度時点の耐震化率推計値は表1-2のとおりとする。

地震による人的被害を抑えるためには、継続的な住宅の耐震化に取り組む必要があり、県が示す目標値95%（令和7年度末）を達成するために、本市においても耐震改修の推進に関し継続的に努める必要がある。しかし、本市が実施してきたこれまでの民間補助の活用状況をみると、所有者の耐震化に対する意識は高いとはいいがたく、今後耐震改修を促進するために、パンフレットやホームページでの情報提供を通して耐震化に対する意識啓発や制度等の周知徹底を図るものとする。

■住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

■戸建住宅耐震化の取り組み

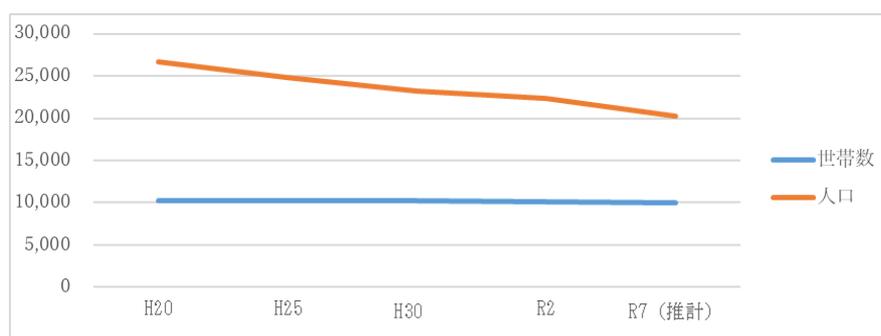
【目標設定の前提条件】

～住宅戸数は現状維持～

◇本市の人口はH20年以前より一貫して減少傾向である。世帯数は、10,100戸から10,300戸を推移している。

住民基本台帳による世帯数 人口

	H20	H25	H30	R2	R7 (推計)
世帯数	10,232	10,289	10,208	10,144	10,000
人口	26,636	24,896	23,172	22,346	20,300

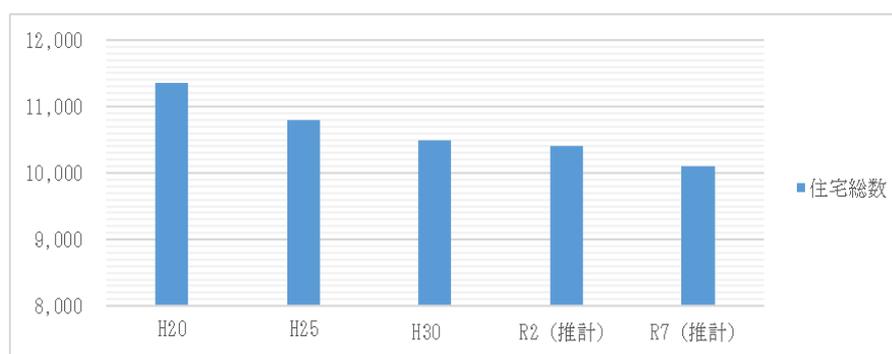


参照：住民基本台帳

◇住宅総数は、住宅土地統計調査によれば平成20年から25年の間に約560戸の減少、平成25年から30年の間に310戸の減少となっている。この状況を踏まえ、令和2年度の住宅総数の推計値は10,400戸、令和7年度の推計値は10,100戸とする。

住宅・土地統計調査による住宅総数

	H20	H25	H30	R2 (推計)	R7 (推計)
住宅総数	11,360	10,800	10,490	10,400	10,100



参照：住宅・土地統計調査

## 【戸建住宅耐震化の取り組み】

戸建て住宅の耐震化は、「松浦市安全・安心住まいづくり支援事業」により進める。

住宅の耐震化率については、県の耐震改修計画において、令和7年度末までに95%を達成することを目標として掲げていることを踏まえ、本市では県と同様の令和7年度末までに95%を達成することを目標とする。

耐震化率を95%とするために表1-2の住宅数(F)9,131戸を表1-3の(F)9,595戸に増加させることを目標とする。

表1-1 松浦市の住宅の耐震化率推計 長崎県耐震改修促進計画推計値より

R2 ベース H32 (R2) 推計	住宅総数	昭和56年 6月以降に建 築された住 宅数	昭和56年 5月以前に建 築された住 宅数	耐震性 有 (推計)	改修済	耐震性能 有りの住 宅数 B+D+E=	耐震化率
							(%)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(F) / (A)
長崎県	565,853	391,660	174,193	89,610	7,188	488,458	86%
長崎県比率	100.00%	69.20%	30.80%	15.80%	1.30%	86.30%	
松浦市(推計)	10,400	7,197	3,203	1,643	135	8,975	86%

※長崎県耐震改修促進計画 表2-2より推計値算出

表1-2 令和2年時点ベースでの令和7年度末の住宅の耐震化率推計

R2 ベース R7 推計	住宅総数	昭和56年 6月以降に建 築された住 宅数	昭和56年 5月以前に建 築された住 宅数	耐震性 有 (推計)	改修済	耐震性能 有りの住 宅数 B+D+E=	耐震化率
							(%) (少数以下四捨)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(F) / (A)
長崎県	529,000	374,230	154,770	84,207	19,820	478,257	90%
長崎県比率	100.00%	70.74%	29.26%	15.92%	3.75%	90.41%	
松浦市(推計)	10,100	7,145	2,955	1,608	378	9,131	90.41%

※長崎県耐震改修促進計画 表2-3より推計値算出

表1-3 令和7年度末耐震化率95%を目標とした場合の耐震化率推計

R7 年度目標値	住宅総数	昭和56年 6月以降に建 築された住 宅数	昭和56年 5月以前に建 築された住 宅数	耐震性 有 (推計)	改修済	耐震性能 有りの住 宅数 B+D+E=	耐震化率
							(%) (少数以下四捨)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(F) / (A)
長崎県	529,000	374,230	154,770	84,207	44,112	502,549	95%
長崎県比率	100.00%	70.74%	29.26%	15.92%	8.34%	95.00%	
松浦市(推計)	10,100	7,145	2,955	1,608	842	9,595	95%

※長崎県耐震改修促進計画 表2-4より推計値算出

## (2) 特定建築物

### ① 対象建築物

耐震診断及び診断に基づき耐震改修を推進する建築物は、以下のとおりとする。

- ア) 法第14条第1項第1号から第3号で定める用途及び規模要件（面積、階数）に該当する建築物（特定建築物）のうち、昭和56年以前の旧耐震基準の下で建築されたもので、かつ、耐震診断又は耐震改修により耐震性が確認されていないもの。
- イ) 法第14条第1項第1号で定める用途の建築物で規模要件に該当しないが、市が必要と認めるものについて、特定建築物と同様に耐震診断、耐震改修を促進する建築物として位置づけるもの。

### ② 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物は総数が101棟あり、うち昭和57年以降の新耐震基準の下で建築されたものが84棟（83.2%）、昭和56年以前の旧耐震基準の下で建築されたものが17棟（16.8%）である。これらの建築物のうち耐震診断により耐震性が確認されているもの及び耐震改修が実施されたものは8棟となっており、現時点で耐震性が確認できるものは、新耐震基準の下で建築された84棟とあわせて92棟となっている。

また、本市の法第14条第1項第1号で定める用途及び規模要件（面積、階数）に該当する建築物（多数の者が利用する建築物）の現在の耐震化率を推計すると、下表のとおり95.7%となっており、令和2年度に目標とした95%は達成することができた。

#### ■特定建築物の耐震化の現状（令和2年度時点）

松浦市  令和3年3月31日現在		公共+民間								耐震化率			
		全棟数	新耐震	旧耐震	耐震診断実施済				改修済				
					耐震診断未実施	耐震診断実施済	耐震性有	耐震性無			不明		
												d	e
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j				
		b+c	d+e		f+g+h					(b+f+i)/a			
第1号	①	学校(幼稚園、保育園を含む。附属体育館を含む)	23	19	4	0	4	1	3	0	3	100.0%	
	②	病院、診療所	5	4	1	1	0	0	0	0	0	80.0%	
	③	劇場、集会場等	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	
	④	店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	⑤	事務所(⑩、⑪、⑫を除く)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	
	⑥	ホテル、旅館等	4	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	
	⑦	賃貸共同住宅等	32	28	4	1	3	3	0	0	0	96.9%	
	⑧	社会福祉施設等	6	5	1	1	0	0	0	0	0	83.3%	
	⑨	体育館(学校に附属するものを除く)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	
	⑩	公益上必要な建築物	消防庁舎	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑪		警察庁舎	1	0	1	0	1	0	1	0	1	100.0%
	⑫		その他の一般庁舎	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0.0%
	⑬	その他	14	14	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	
小計		92	80	12	3	9	4	5	0	4	95.7%		
第2号	⑭	危険物貯蔵場・処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
第3号	⑮	緊急輸送道路沿道	9	4	5	5	0	0	0	0	0	44.4%	
合計		101	84	17	8	9	4	5	0	4	91.1%		

## ■公共建築物の耐震化の現状（令和2年度時点）

松浦市  令和3年3月31日現在		公 共								耐震化率  j  (b+f+i)/a		
		全棟数  a	新耐震  b	旧耐震  c	耐震診断未実施  d	耐震診断実施済  e	耐震性		改修済  i			
							有  f	無  g				
							不明  h					
b+c		d+e		f+g+h				j				
第1号	①	学校(幼稚園、保育園を含む。附属体育館を含む)	22	18	4	0	4	1	3	0	3	100.0%
	②	病院、診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	③	劇場、集会場等	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	④	店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑤	事務所(⑩、⑪、⑫を除く)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑥	ホテル、旅館等	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑦	賃貸共同住宅等	18	15	3	0	3	3	0	0	0	100.0%
	⑧	社会福祉施設等	3	2	1	1	0	0	0	0	0	66.7%
	⑨	体育館(学校に附属するものを除く)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑩	公益上必要な建築物	消防庁舎	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑪		警察庁舎	1	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
	⑫		その他の一般庁舎	1	0	1	0	1	0	1	0	0.0%
	⑬	その他	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
小計		53	43	10	1	9	4	5	0	4	96.2%	
第2号	⑭	危険物貯蔵場・処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
第3号	⑮	緊急輸送道路沿道	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
合計		53	43	10	1	9	4	5	0	4	96.2%	

## ■民間建築物の耐震化の現状（令和2年度時点）

松浦市  令和3年3月31日現在		民 間								耐震化率  j  (b+f+i)/a		
		全棟数  a	新耐震  b	旧耐震  c	耐震診断未実施  d	耐震診断実施済  e	耐震性		改修済  i			
							有  f	無  g				
							不明  h					
b+c		d+e		f+g+h				j				
第1号	①	学校(幼稚園、保育園を含む。附属体育館を含む)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	②	病院、診療所	5	4	1	1	0	0	0	0	0	80.0%
	③	劇場、集会場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	④	店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑤	事務所(⑩、⑪、⑫を除く)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑥	ホテル、旅館等	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑦	賃貸共同住宅等	14	13	1	1	0	0	0	0	0	92.9%
	⑧	社会福祉施設等	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
	⑨	体育館(学校に附属するものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑩	公益上必要な建築物	消防庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑪		警察庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑫		その他の一般庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	⑬	その他	11	11	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
小計		39	37	2	2	0	0	0	0	0	94.9%	
第2号	⑭	危険物貯蔵場・処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
第3号	⑮	緊急輸送道路沿道	9	4	5	5	0	0	0	0	44.4%	
合計		48	41	7	7	0	0	0	0	0	85.4%	

### ③ 特定建築物の耐震化目標

本計画では、長崎県の基本方針を勘案し、多数のものが利用する建築物は、令和7年度末までに耐震化率97%を達成することを目標とする。

## 第4章 耐震診断及び耐震改修の実施方針

本市所有の建築物の耐震化を実施するとともに、市民への耐震化等に対する意識啓発を図り、民間建築物の耐震化を推進し、市民の生命・財産・社会資本の保護を図ることとする。

### 1. 市所有建築物における耐震化の実施方針

令和2年度時点の本市所有建築物のうち、法第14条で耐震化が必要とされる建築物は53棟ある。その中で昭和56年以前の旧耐震基準の下で建築された特定建築物は10棟でその割合は18.9%であり、新耐震基準の特定建築物は43棟で、その割合は81.1%である。

耐震化の推進にあたっては、令和7年末までに耐震化率97%を達成することを目標とし、建築物の用途ごとに耐震化の実施年度を定めて推進する。

なお、耐震診断・耐震改修は、本市の避難施設に指定されている「学校施設」と、本市所有の「賃貸共同住宅」を先行して実施し、おおむね完了している。今後は、耐震改修等が実施されていない各施設について、施設管理者との協議の上、耐震改修を推進する。また、定めた目標は一定期間ごとに評価・検証し、その概要を公表するものとする。

#### (1) 学校施設

学校施設のうちほとんどの体育館は、避難場所に指定されており、住民の安全確保が求められる。また、日常的に児童・生徒が使用する校舎も安全性を高める必要があるため、本市ではこれまでに全小中学校の校舎・体育館の状況を把握した上で耐震優先度を判定し、耐震化に向けた事業方針となる「学校施設耐震化推進計画」を策定した。

学校施設の耐震化に関しては、この「学校施設耐震化推進計画」に基づき、旧耐震施設の耐震補強等および建替え、並びに学校の統廃合による施設の用途廃止等により完了したところである。

今後は、「松浦市学校施設長寿命化計画」に基づき優先度に従って計画している大規模改修等を実施し、耐震性能等の維持に努めるものとする。

#### (2) 公営住宅

昭和56年以前に建築された特定建築物（高野団地の一部）について、共同賃貸住宅計4棟の耐震診断を行い、その耐震性を把握したところである。今後は特定建築物以外の住棟の安全確保を図るため、「松浦市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化、建替えおよび廃止等の手法を検討し、適宜実施していくものとする。

#### (3) その他の市所有建築物

その他の市所有建築物に対しては、公共施設総合管理計画に定める改修計画を軸に、活用が可能な各種補助金交付要綱に基づき事業計画を検討し、順次耐震診断・改修を行う。

## 第5章 地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識の普及、及び支援

### 1. 耐震化に係わる啓発

#### (1) ハザードマップの作成についての検討

建築物の所有者や管理者等の意識啓発を図るため、地震発生時の危険度等を表示した地図「ハザードマップ」作成を検討する。

#### (2) 相談体制の整備・情報の充実

都市計画課建築係を相談窓口として「安全・安心住まいづくり支援事業」による耐震診断、耐震改修工事の申し込みを受け付ける。また、本市ホームページ上での情報公開やパンフレットの配布による情報提供を行い、耐震改修の必要性の啓発・普及を図る。また、(社)長崎県建築士会等の諸団体と連携し、技術的な相談の体制を充実させる。さらに、市民が安心して相談できるように、技術講習を受講した建築士、工務店等の専門家認定登録制を検討する。

#### (3) パンフレットの作成と活用

国等が作成する耐震改修の啓発を目的としたリーフレットを窓口で配布する。また、耐震化のための取り組みと支援内容、家庭でできる簡易耐震診断のマニュアル、木造住宅耐震改修事例集などの各種パンフレットを活用し、耐震改修の啓発・普及を図る。

#### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築や改修等のリフォーム工事を行う場合、同時に耐震改修を行えば効率的に実施することができ、費用面でも有利である。したがって、リフォーム工事にあわせた耐震改修を誘導するような施策を検討する。

#### (5) 市民意識啓発活動の展開

防災週間や各町内会、自治会の防災訓練等に際して、地震時の危険箇所等の点検活動を行い、地震防災対策の啓発・普及を図る。あわせて建築物に不安を抱える世帯に対しては、職員による相談を行う。

#### (6) 耐震改修促進税の普及

平成18年度税制改正において、耐震改修促進税が創設された。これは、既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置を行うものである。この「耐震改修促進税」を本市ホームページなどで周知し、活用して、住宅耐震化の促進を図る。

## 2. 耐震診断・耐震改修に対する支援

国・県の支援事業及び安全・安心住まいづくり支援事業等の積極的な活用を図り、耐震診断や耐震改修等を必要とする住宅・建築物の所有者及び管理者への支援を行う。

### (1) 戸建木造住宅に関する支援

国による社会資本整備総合交付金等を活用し、戸建木造住宅の所有者に対し、耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修工事の費用の一部を補助し、地震に対する住宅の安全性の確保の促進に資する。

#### ■松浦市安全・安心住まいづくり支援事業

##### ◆耐震診断支援事業

###### 《診断対象住宅》

- ①旧基準木造住宅又は市長が別に定めるもの
- ②階数が3以下のもの
- ③在来軸組み工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造の建築物にあつては、立体的なもので、その木造部分に限る）
- ④所有者（市税を滞納していない者に限る）が現に居住するもの

###### 《助成内容》

耐震診断に要する費用の一部を助成する

##### ◆耐震改修計画作成支援事業

###### 《補助対象住宅》

第6条による耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅

###### 《助成内容》

耐震改修計画作成費の一部を助成する

##### ◆耐震改修工事支援事業

###### 《補助対象住宅》

第6条による耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅

###### 《助成内容》

耐震改修工事費の一部を助成する

### (2) 戸建木造住宅以外の建築物に関する支援

戸建木造住宅以外の住宅、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金等を活用し、耐震診断・耐震改修に関する支援制度を検討する。

### (3) 危険なブロック塀等の除却支援

避難路、避難地および通学路に道路の設置面からの高さが1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、危険な状態にあるものについて、社会資本整備総合交付金等を活用し、除却費用の一部を助成する。

### 3. 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、所有者が安心して耐震改修を実施できるようにすることが重要である。県の支援のもと、安心して耐震改修を行うことができる環境整備を図る。

#### (1) 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修に関する相談に対応するため、耐震改修相談窓口を設ける。

#### (2) 専門家の育成、紹介体制の整備

県が実施する、耐震改修等に関する知識、技術修得者の登録簿の閲覧や紹介を行い、所有者が安心して耐震改修を実施できるようにする。

### 4. 地震時の建築物の総合的な安全対策

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進する。

#### (1) ブロック塀の転倒防止対策

地震発生時、転倒したブロック塀の下敷きになり死傷者が発生するおそれがある。そのため通学路沿いや避難道路沿いのブロック塀を対象とした危険箇所の点検・指導を進める。また、ブロック塀の転倒防止対策として、塀の高さや控え壁の間隔などの正しい技術基準の紹介や、生垣化の誘導および危険なブロック塀の除却に対する一部助成を行う。

#### (2) ガラス・天井の落下防止対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震ではビルの窓ガラスが落下し、同年8月の宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し、多数の負傷者が出た。建築基準法第12条に基づく特殊建築物、一定規模以上の建築物や建築設備当の定期報告制度を利用し、県と連携したガラス・天井等の落下防止対策を進める。

#### (3) エレベーターに対する安全対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震ではエレベーターに閉じ込められる事例が発生した。通常の維持管理のほか、復旧体制の整備について、県と連携した安全対策を進める。

## 第6章 特定建築物の所有者に対する指導・指示のあり方及びその他必要な事項

### 1. 所有者への指導・指示等への協力

法第15条の規定により、所管行政庁（本市内においては県知事）は、特定建築物の所有者に対して耐震診断又は耐震改修の指導及び助言、指示を行うことができ、また、特に必要性の高いものについては具体的な対応を求める指示や公表ができることになっている。

市は、これら所管行政庁が行う指導・指示等に協力する。具体的には、特定建築物の所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、耐震診断及び耐震改修の実施を促すとともに、耐震改修の実施に関する相談、支援制度の紹介等を行う。

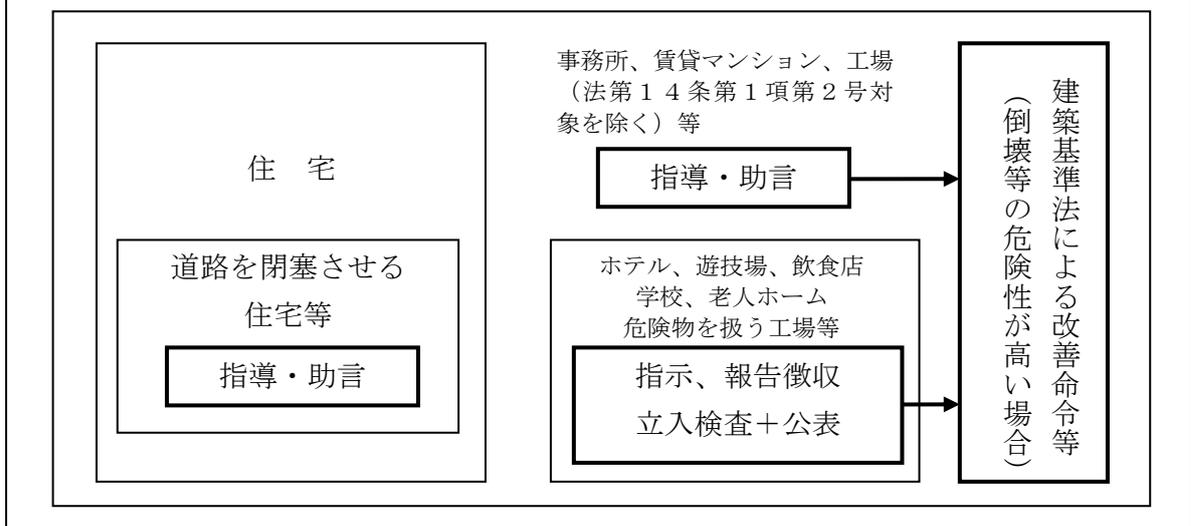
#### [所管行政庁が行う指導・指示等]

- \* 指導・助言；特定建築物の所有者等に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- \* 指示；特定建築物の所有者等に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行う。
- \* 公表；指示を受けた特定建築物の所有者等が、正当な理由がなくその指示に従わない場合は、その旨を公表する。
- \* 報告徴収・立入検査；指示、公表に必要な限度において、特定建築物の所有者等に対し、地震に対する安全性にかかる事項に関し報告させ、又は特定建築物やその敷地等に立ち入り、検査を行う。

#### [特定行政庁が行う指導・指示等]

- \* 勧告・命令；建築基準法第10条に基づき、必要な勧告、改修命令等を行う。

#### 指示・指導等の対象



## ■関係法律

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律〔抜粋〕

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 建築基準法〔抜粋〕

(保安上危険な建築物等に対する措置)

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

### 建築基準法施行令〔抜粋〕

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

## **2. その他の耐震診断及び協議会の設置、協議会による事業の概要**

### **(1) 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要**

本計画を実施するに当たり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討する。

### **(2) その他**

本計画は、必要に応じて随時見直すことができることとする。

# 資料編

## 1. 関係法令

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号) 抜粋

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及

び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
  - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
  - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
  - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

## 第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

- 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号) 抜粋

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方米を超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和三十九年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
  - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
  - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
  - 二 銃用雷管 五百万個

- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ハ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号<sup>せん</sup>火箭又は煙火 ニトン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
  - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる

建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平一八政八・旧第四条繰下・一部改正、平二五政二九四・旧第六条繰下・一部改正)

## 附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

## 建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号) 抜粋

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

(保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言)

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## 2. 関係資料

○建築物の耐震改修の促進に関する法律等（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000054.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html)

- ・耐震改修促進法概要
- ・法令
- ・通知
- ・よくあるお問合せ

○長崎県耐震改修促進計画

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kenchiku-oshirase/290390.html>

○長崎県地震に関する報告書等

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/bosai-kokuminhogo/bousaigyosei/jishin/588032.html>

- ・長崎県地震等防災アセスメント調査報告書 平成 18 年 3 月
- ・海溝型地震津波想定に関する報告 平成 24 年 3 月

○長崎県防災ポータル（災害 防災マップ）

<https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/>

○住宅・建築物の耐震化について（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html)

○一般財団法人日本建築防災協会ホームページ

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

- ・耐震支援ポータルサイト

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/>

# 松浦市建築物の耐震改修促進計画

## 別 紙

令和元年 7 月

長崎県 松浦市

松浦市建築物の耐震改修促進計画第5章. 2. (3)「危険なブロック塀等の除却支援」および松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第2条第1項第4号で定める避難路等については以下のとおりとする。

#### 避難路

震災時の避難路については、第2章. 1. (5)「緊急輸送道路」のほか、松浦市地域防災計画 基本計画編 第3章第6節8に記載の避難経路の基本方針を勘案し、下表に該当するものを基準とする。

区域	避難路とみなす道の基準
都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第42条で定める道の定義に該当するもの。</li> <li>・ 公共が設置している道の形状をなす土地で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。</li> <li>・ 法定外公共物で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。</li> <li>・ 私道で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもので通り抜けができるもの。</li> </ul>
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路法上による道路</li> <li>・ 公共が設置している道の形状をなす土地で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。</li> <li>・ 法定外公共物で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。</li> <li>・ 私道で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもので通り抜けができるもの。</li> </ul>

#### 避難地

松浦市地域防災計画 第3章第6節別表1に個別の名称の記載があるもの。

#### 通学路

児童又は生徒が市内の小中学校の通学に利用する道路をいう。